

【第8号議案】

第88回国民スポーツ大会競技運営基本方針

第88回国民スポーツ大会の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」並びに「第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づくとともに、次の方針により実施する。

1 競技運営の主管

国民スポーツ大会の正式競技及び公開競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体が主管する。

特別競技の運営は、当該中央競技団体が主管する。

デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。

2 競技役員等の編成

国民スポーツ大会の正式競技及び特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会が定める「競技役員編成基準」及び「第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。

公開競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体の責任において行うものとする。

デモンストレーションスポーツの競技役員等の編成は、主管する県競技団体等の責任において行うものとする。

3 記録業務

正式競技及び特別競技の競技記録及び成績の収集・速報は、県及び会場地市町村が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

4 リハーサル大会

リハーサル大会を実施する場合は、会場地市町村と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。

5 その他

その他、競技運営の企画および実施にあたっては、県及び会場地市町村が競技団体及び関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。

【第9号議案】

第88回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針（案）

第88回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）については、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの普及・振興に資するため、次の方針に基づき計画的に整備する。

1 整備の趣旨

国民スポーツ大会の正式競技及び特別競技の競技用具の整備にあたっては、「第88回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針」及び同細目に基づき、県及び競技会場地市町村が行うものとする。

公開競技及びデモンストラেশヨンスポーツの競技用具の整備は、主管する競技団体等が行うものとする。

2 推進体制

競技用具の整備にあたっては、県と競技会場地市町村が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体等と連携の上、推進するものとする。

3 整備方法

競技用具は、原則として、県、競技会場地市町村、県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとする。

4 配慮が必要な競技用具

一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量及び質を超えて整備しなければならないものについては、他県との共同調達等を検討するものとする。

5 保管、利活用等

購入する競技用具の保管、大会終了後の利活用等については、県及び競技会場地市町村がそれぞれの責任において行うものとする。

【第10号議案】

(改正案)

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会
沖縄県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和6年11月13日から施行する。

この規程は、令和7年〇月〇日から施行する。

【第 10 号議案】

別表（第 2 条関係）

種 類	付託事項	委任事項
総務企画 委員会	1 総合的な方針・計画の立案 に關すること 2 会場地の選定に關すること 3 開・閉会式会場及び関連施 設の基本的事項に關すること 4 県及び会場地市町村の業務 分担・経費負担に關すること 5 競技施設等の整備計画に關 すること 6 情報通信施設の整備計画に 關すること 7 他の専門委員会に属さない 重要な事項に關すること	1 総合的な計画の推進に關する こと 2 競技施設基準に關すること 3 競技施設の整備計画の推進に 關すること 4 開・閉会式会場及び関連施設 の調査、調整等に關すること 5 情報通信施設の整備計画の推 進に關すること 6 文化プログラムに關すること 7 他の専門委員会に属さない事 項の推進に關すること
競技運営 委員会	1 実施競技の選定立案に關す ること 2 競技の企画運営の計画立案 に關すること 3 競技役員等の養成・編成の 計画策定に關すること 4 競技用具の整備計画立案に 關すること 5 デモンストレーションスポ ーツ及び公開競技の基本的事 項に關すること 6 その他競技に係る事項の計 画策定に關すること	1 競技運営に係る計画の推進に 關すること 2 競技役員等の養成・編成の推 進に關すること 3 競技用具の整備に係る事項の 推進に關すること 4 デモンストレーションスポ ーツ及び公開競技の推進に關する こと 5 競技記録集計処理の推進に關 すること 6 リハーサル大会の推進に關す ること 7 その他競技に係る事項の推進 に關すること

【第 10 号議案】

種 類	付託事項	委任事項
広報・機 運醸成委 員会	<u>1 広報の基本的事項に関する こと</u> <u>2 機運醸成の基本的事項に関 すること</u> <u>3 その他広報及び機運醸成に 係る重要な事項に関すること</u>	<u>1 広報の実施に関すること</u> <u>2 機運醸成の推進に関すること</u> <u>3 愛称、スローガン、マスコッ ト等に関すること</u> <u>4 その他広報及び機運醸成に関 すること</u>

※付託事項：付託された事項を調査、審議すること

※委任事項：委任された事項を決議すること

第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会専門委員会規程
新旧対照表

改正案			現行		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
種 類	付託事項	委任事項	種 類	付託事項	委任事項
総務企画 委員会	1 総合的な方針・計画の立案に関する事	1 総合的な計画の推進に関する事	総務企画 委員会	1 総合的な方針・計画の立案に関する事	1 総合的な計画の推進に関する事
	2 会場地の選定に関する事	2 競技施設基準に関する事		2 会場地の選定に関する事	2 競技施設基準に関する事
	3 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関する事	3 競技施設の整備計画の推進に関する事		3 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関する事	3 競技施設の整備計画の推進に関する事
	4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関する事	4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関する事		4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関する事	4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関する事
	5 競技施設等の整備計画に関する事	5 情報通信施設の整備計画の推進に関する事		5 競技施設等の整備計画に関する事	5 情報通信施設の整備計画の推進に関する事
	6 情報通信施設の整備計画に関する事	6 文化プログラムに関する事		6 情報通信施設の整備計画に関する事	6 文化プログラムに関する事
	7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事	7 他の専門委員会に属さない事項の推進に関する事		7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事	7 他の専門委員会に属さない事項の推進に関する事

**第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会専門委員会規程
新旧対照表**

競技運営委員会	1 実施競技の選定立案に関すること 2 競技の企画運営の計画立案に関すること 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること 4 競技用具の整備計画立案に関すること 5 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関すること 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること	1 競技運営に係る計画の推進に関すること 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること 4 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の推進に関すること 5 競技記録集計処理の推進に関すること 6 リハーサル大会の推進に関すること 7 その他競技に係る事項の推進に関すること
広報・機運醸成委員会	1 広報の基本的事項に関すること 2 機運醸成の基本的事項に関すること 3 その他広報及び機運醸成に係る重要な事項に関すること	1 広報の実施に関すること 2 機運醸成の推進に関すること 3 愛称、スローガン、マスコット等に関すること 4 その他広報及び機運醸成に関すること

競技運営委員会	1 実施競技の選定立案に関すること 2 競技の企画運営の計画立案に関すること 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること 4 競技用具の整備計画立案に関すること 5 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関すること 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること	1 競技運営に係る計画の推進に関すること 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること 4 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の推進に関すること 5 競技記録集計処理の推進に関すること 6 リハーサル大会の推進に関すること 7 その他競技に係る事項の推進に関すること
(新設)	(新設)	(新設)

【参考資料 1】

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会

沖縄県準備委員会 総務企画委員会 委員名簿

分 野		所 属 名	役 職	氏 名
学識	1	琉球大学 国際地域創造学部	教授	瀬口 浩一
	2	名桜大学 人間健康学部	准教授	濱本 想子
経済	3	沖縄県商工会議所連合会	常任幹事	金城 敦
	4	沖縄県商工会連合会	専務理事	津波古 透
市町村	5	沖縄県市長会	事務局長	曾根 淳
	6	沖縄県町村会	事務局長	金城 礼子
スポーツ	7	(公財) 沖縄県スポーツ協会	専務理事	平良 朝治
	8	特定非営利活動法人 沖縄県障がい者スポーツ協会	副理事長	親川 修
	9	沖縄県身体障害者福祉協会	常務理事	運天 健
教育	10	沖縄県中学校体育連盟	理事長	新垣 泰司
	11	沖縄県高等学校体育連盟	理事長	荷川取 智美
県	12	文化観光スポーツ部 スポーツ振興課	課長	宮城 直人
	13	教育庁 保健体育課	課長	遠越 学
	14	生活福祉部 障害福祉課	課長	大湾 朝貴
	15	企画部 企画調整課	課長	高嶺 力志

【参考資料2】

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会
沖縄県準備委員会 競技運営委員会 委員名簿

No.	分野	機関・団体名	役職	氏名
1	学識経験	琉球大学教育学部	教授	三輪一義
2	スポーツ	県スポーツ協会	専務理事	平良 朝治
3	スポーツ	特定非営利活動法人 沖縄県障がい者スポーツ協会	理事	下地 隆之
4	スポーツ	沖縄県レクリエーション協会	理事長	與那覇 直樹
5	スポーツ	一般社団法人 沖縄県陸上競技協会	専務理事	宮里 朝之
6	スポーツ	一般社団法人 沖縄県水泳連盟	理事長	佐藤 新
7	スポーツ	一般財団法人 沖縄県バスケットボール協会	専務理事	稲福 盛也
8	スポーツ	沖縄県ソフトボール協会	理事長	稲福 孝
9	スポーツ	一般財団法人 沖縄県剣道連盟	専務理事	富山 嘉津男
10	教育	県中学校体育連盟	理事長	新垣 泰司
11	教育	県高等学校体育連盟	理事長	荷川取 智美
12	県	県スポーツ振興課	課長	宮城 直人
13	県	教育庁保健体育課	課長	遠越 学
14	県	県障害福祉課	課長	大湾 朝貴

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針

第88回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第33回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の会場地市町村は、大会の趣旨及び「第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内の各地域に根ざしたスポーツ文化の振興を図るため、可能な限り全市町村が国スポの正式競技、特別競技、公開競技及びデモンストレーションスポーツ並びに全スポの個人競技、団体競技及びオープン競技のいずれかの競技の会場地となるよう、地域バランスにも配慮しながら選定する。
- 2 会場地は、市町村の開催希望や競技会の開催を通したスポーツ振興への考え方、実施競技団体の意向、競技施設の状況及びその他地域の実情・特性を考慮のうえ、総合的に判断して選定する。
- 3 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 4 全スポの会場地は、選手の負担軽減の観点を考慮する。

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準

第88回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第33回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）における会場地市町村は、「第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、国スポの正式競技及び特別競技並びに全スポの個人競技及び団体競技の会場地市町村とする。

なお、国スポの公開競技、デモンストレーションスポーツ及び全スポのオープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 全スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。
- (3) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (4) 特定の市町村や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (5) 会場は、原則として「国民スポーツ大会開催基準要項（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準を満たし、ユニバーサルデザインにも配慮された既存施設を活用すること。
- (6) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (7) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。
- (8) 両大会の開催を通じたスポーツ振興の考え方を有すること。

3 選定の手続き

総務企画専門委員会において調査・審議を行い、常任委員会において決定する。

第88回国民スポーツ大会 県及び会場地市町村業務分担・経費負担基本方針

第88回国民スポーツ大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び助言を担当し、経費を負担する。
- (2) 総合開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町村が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

※第33回全国障害者スポーツ大会については、別に定めるものとする。

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会
沖縄県準備委員会組織図(案)

